

令和8年度ほっとハート東出雲学園 揖屋小学校
学校いじめ防止対策基本方針



ほっとハート東出雲学園

教育目標

豊かな人間性を持ち たくましく生き抜く子どもの育成

つきたい力「社会参画力」

社会の課題を理解し、自ら関わり解決に向けて行動する力

具体目標

- ・主体的な学習者を育てる
- ・自分で判断し実践する力を育てる
- ・他者や社会と協働する力を育てる
- ・学校、家庭、地域の情報連携、環境整備の推進

いじめ防止基本方針等外部検討委員会

構成メンバー

- ・学校関係者評価委員、SC、その他校長が必要と認めた者
- ・いじめ防止対策の取組についての助言等
- ・重大事態について保護者・地域への窓口となる。

家庭との連携

- ・保護者との信頼関係の構築
- ・家庭訪問・個人面談・学級懇談および日常の交流等における情報収集
- ・保護者アンケート（年2回）
- ・授業公開（人権に関する）等

地域との連携

- ・学習における地域講師および地域の方との交流からの情報収集
- ・学校からのたよりによる啓発
- ・青少年育成協議会、地域の諸団体からの情報収集等

いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、学校、家庭、地域の大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校・学級でも、起こりうる」との意識を持ち、全ての子どもたちが安心して学校生活を送り、様々な活動に伸び伸びと取り組むことができるよう、以下の基本方針のもと、学校内外においていじめを防止していくよう取り組まねばならない。

- 1 温かい人間関係を基盤にした魅力ある学校づくり・学級集団づくりの構築
- 2 一人一人のこどもの確かな学びを育むための授業づくりの推進
- 3 自主性、連帯性を育むための体験的活動や協働的学習の充実
- 4 全教育活動を通じた道徳教育及び人権教育の推進

いじめの未然防止のための取組

（１）基本的な方針

- ① 「いじめの定義」に基づいた状況の把握と適切な対処・報告を行う。
- ② こども、保護者からのアンケートや各調査等から実態を把握し、方針を決定する。
- ③ 課題に対しては組織的かつ計画的な取組となるようにする。

（２）未然防止に関わる取組

- ① 自分の居場所が感じられる望ましい学級集団づくり・魅力ある学校づくり
- ② 自己肯定感や自己有用感を高め、児童が主体的に活動する異学年交流、体験活動の充実
- ③ わかる授業づくりを目指した授業改善・自分の意見や考えを伝え合いともに高めあう授業づくりの推進
- ④ 規範意識の高揚を図るための人権教育・道徳教育の充実
- ⑤ 児童理解のための教育相談やネットトラブル等に関するアンケートの実施
- ⑥ 小中一貫教育の推進・キャリア教育における地域、保護者との連携
- ⑦ 教職員の人権感覚を高めるための研修の充実
- ⑧ 情報モラルを身に付けさせる指導の充実、ネット被害に遭わないための児童、保護者、教職員を対象にメディア研修の実施

早期発見

- ① いじめの問題行動に関する研修や児童の見方・とらえ方に関する研修などを通して、些細な変化も見逃さないよう教職員の意識化を図る。
- ② こどもが安心して相談したり自分の悩みを訴えたりしやすい環境を整備するとともに、こども・保護者への周知を図る。
- ③ 日頃の児童観察や教育相談、アンケート調査等を実施し、こどもの些細な変化を見逃さず、その背後に潜んでいる可能性があるいじめの行為の発見に努める。（ネットいじめに関する質問項目を含む）
- ④ 日頃から保護者・地域との信頼関係の構築に努め、寄せられる情報などからこどものいじめに関する行為を積極的に把握する。

めざす学校像

明日もまた行きたくなる学校 明日もまた会いたくなる仲間 ～信頼され愛される学校～

めざすこども像

- 自分で考える子**:よく聴き、よく話し、すすんで学ぼうとする
- 助け合う子**:思いやりのある言動のできる子
- がんばりぬく子**:自らの健康に気を配り、心も体もたくましい子

めざす教職員像

- やさしさと厳しさをもち、こどもの育ちを支える教職員
- 研修に努め、互いに指導力の向上を図る教職員
- 心身ともに健康で感性を磨く教職員
- 地域の人々や伝統文化に敬意を払い、児童とともに学ぶ教職員

校内体制

◎教育相談委員会

～いじめ等対応プロジェクトチーム～

校長、教頭、主幹教諭、◎生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、人権教育主任、該当児童担任、その他校長が必要とする者（SC、学校関係者評価委員、警察、弁護士）

▽児童支援体制

- ・ケース会議の実施
- ・SCの活用（随時）
- ・心の安全点検の実施（毎月）
- ・子どもを語る会（年3回）
- ・アンケートQUの活用（年2回）
- ・いじめチェック（学期に1回）
- ・学校の取組チェックポイント

▽特別支援体制

- ・特別支援校内委員会（ケース会議：随時）
- ・個別の学習支援

▽教育相談の体制

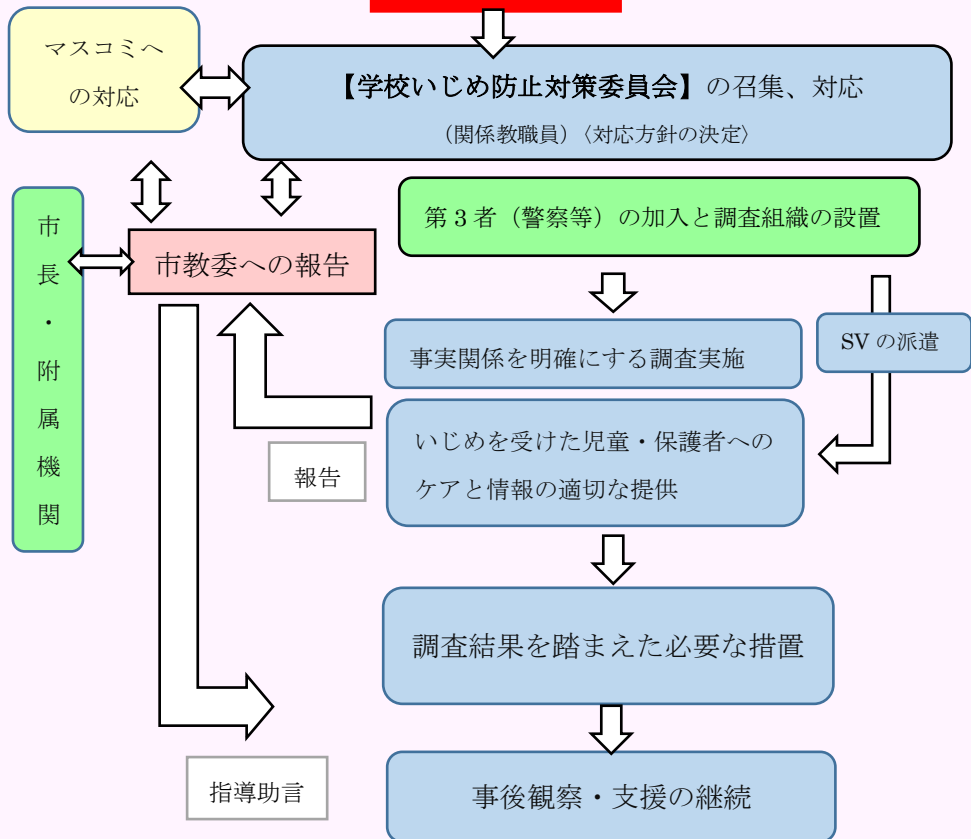
構成メンバー
校長、教頭、該当児童担任、その他校長が必要と認めた者（SC等）

▽研修

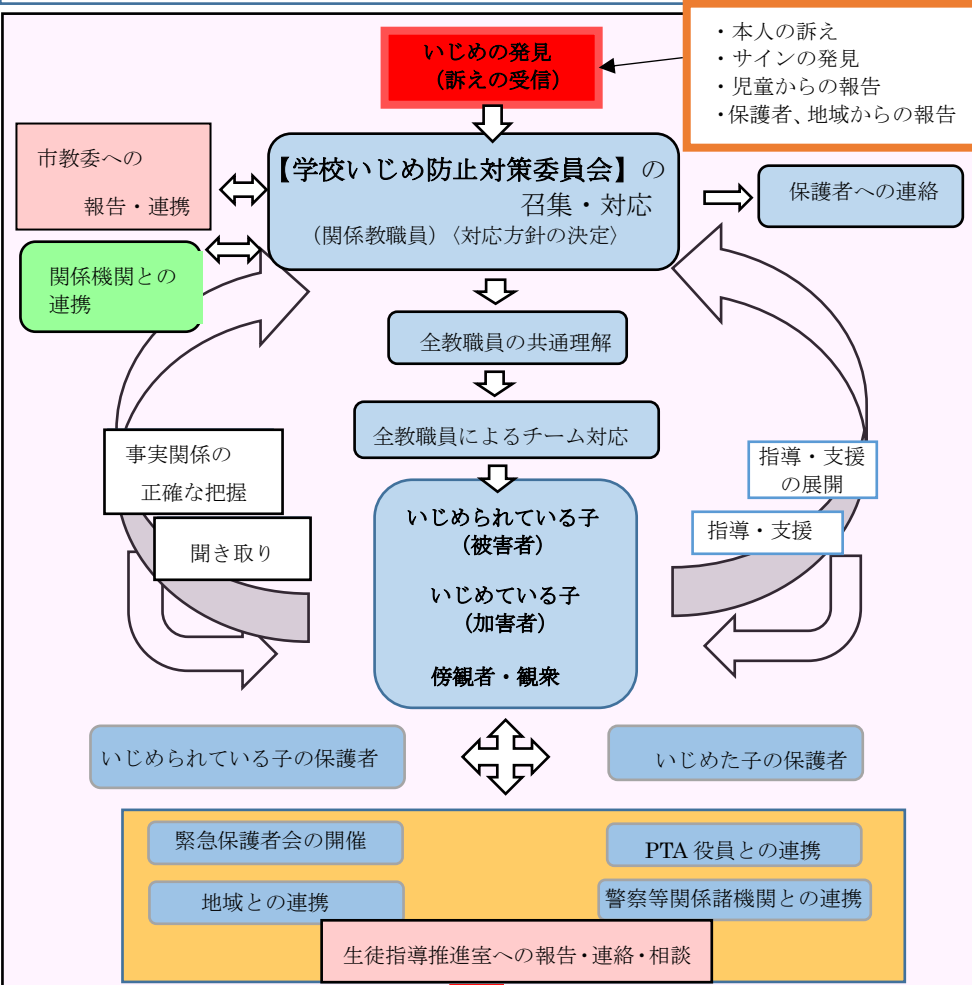
児童理解／いじめ等／人権教育／アンケートQU活用／ネットトラブル防止

重大事態への対応

重大事態の発生



早期対応(いじめが起こった時)



学校評価

- ・教職員による評価
- ・学校評価委員による評価
- ・保護者による評価
- ・児童による評価

PCDAサイクルにより成果や課題を確認し、次学期及び次年度の取組に活用する。